

高知県教育委員会 会議録

平成23年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成23年3月22日(火) 13:00

閉会 平成23年3月22日(火) 16:10

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島	一久
	委員	久松	朋水
	委員	北添	紀子
	委員	竹島	晶代
	委員	八田	章光
	委員(教育長)	中澤	卓史
欠席委員			なし

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	池	康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤	津矢子
〃	教育政策課長	黒沼	一郎
〃	総務福利課長	稲垣	正順
〃	幼保支援課長	門田	登志和
〃	高等学校課長	藤中	雄輔
〃	特別支援教育課長	渡辺	豊年
〃	生涯学習課長	濱田	久美子
〃	全国生涯学習フォーラム推進課長	田中	宏治
〃	文化財課長	片岡	博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷	好孝
〃	人権教育課長	中澤	牧生
〃	教育政策課課長補佐	岡村	一良
〃	教育政策課課長補佐	唐岩	隆之
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	中島	勝海(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中	健(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 3月定例委員会を開催する。本日の議案は、付議第8号から第10号までが個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いします。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第8号から付議第10号までは非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案

付議第2号 高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令議案
(教育政策課)】

○関連する議案のため、教育政策課長が一括して説明

○質疑

委員長	「職務目標」と「能力目標」それぞれをより明確にしたとのことだが、目標を設定する際の基準は各学校で定めることになるか。
事務局	資料22pに新たな目標設定シートの様式を示しているが、各教員共通で書き込まれる「目指す学校像」欄を踏まえて、それぞれ自分がどんな目標を設定するかを考える仕組みとしている。
委員 事務局	目標設定シートはどのように扱われるか。組織内で共有されるか。当初、中間、最終各期に管理職に提出してチェックする。当然学校組織全体の目標は別途共有されているが、教員個人の目標は個人のみで管理する。
委員長 事務局	教員間で目標のレベルに差がある場合は、学校長が調整するのか。個人の能力に応じて目標を設定することは、管理職研修などにおいても周知をしている。
委員 事務局	「職務目標」は学校全体の目標なので、個人に伏せなくてもよいのではないか。「能力目標」は個人情報的な側面もあると思うが。「能力目標」は非公開部分もあるが、最終的には人事評価につながるものである。別途校務分掌は共有されている。
委員 事務局	過年度評価やアドバイスを踏まえて、「能力目標」を設定しているか。過年度の評価を反映すべきという意見と、(前年度にとらわれず)毎年まっさらな状態で評価すべきという意見の両方があり、今のところ後者を採用している。
委員 事務局	運用の詳細なスケジュールは設定しないのか。資料32p以降の「実施マニュアル」において、当初面談、中間面談、最終面談といった年間スケジュールを設定している。
委員長	学校現場での実際の運用状況はどうなっているか。

事務局	大規模校などの場合、当初面談だけで1学期かかるというケースも見られる。
委員長	学校長だけで面談するのではなく、副校長や教頭にも見てもらえば良いと思う。
委員	資料 23p の「能力目標」欄について、そもそも「求められる水準」に達していない人が学校長になっているのはおかしくないだろうか。(水準はクリアしたうえで) さらに高めていくのが普通の考え方だと思う。 計画的な学校経営を行う手立ては能力というよりマネジメントの部分として重要。そこをどう展開するかは資料 22p の方に記載されるべきものと思う。
事務局	ご指摘のとおりだが、「求められる水準」全ての面で及第点は難しいと思う。
委員	当然パーフェクトな人はいないが、できている、できていないを具体的に判断できる星取表のようなものが、別表などで示せられないだろうか。抽象的すぎると感じる。
事務局	23p (校長用)、27p (教頭・船長用) を一覧にはできる。より可視化する方法を考えたい。なお、これらは管理職研修とも整合性を図ってきているので、研修を受けている人には、あのことかと分かると思う。
委員	段階別で求められるものはいいが、現場で記載する教員がもっと分かりやすいものがあれば良い。
委員長	学校経営ビジョンは学校によって実態が異なっており、現場で一定応用していかなければならないと思う。
委員	「求められる水準」の記載は事務局で作成するのか。
事務局	管理職研修の資料など表現を揃えて作っている。
委員	予め記載していることで、かえって難しく抽象的になってないだろうか。
事務局	現行は白紙の形で実施しているが、効果があがってない実態がある。完璧なものではないので継続的な改善は必要と考えている。 県教育委員会として求める能力を明らかにしたもので、それを一定の目安にする意図もある。
委員長	過去に地域教育指導主事という新しい職を制度化した際、特に活用例を県教育委員会から示さなかったところ、結構良い取組例がでてきた。校長評価、人事、給与につながっていくので難しいが、本制度も将来的にはそうなれば良いと思う。
委員	「能力目標」における能力を高める手立てとして、何を書くのかよく分からない。
事務局	例えば「児童生徒を把握する」という目標であれば、「連絡帳を頻繁に活用する」などが手立てになろうかと思う。

委員	職務をどうやってこなすのかという手立てが書かれるという理解で良いのか。
事務局	「目標」に向け具体的に行動に移す内容を書く欄となる。
委員	方策的なことを書けば「やった」ことで自己評価がなされることになるのか。
事務局	評価はあくまで目標水準を満たしたかどうかで判断される。
委員	目標をどう立てるかが重要。早い段階で目標を設定するのは可能か。
事務局	学校長は赴任して最初の職員会でビジョンを示す。面接は 5/1 の提出後、5月中旬から6月に行われ、大規模校では7月頃までかかる。
委員長	学校長を指導するのは県教育委員会だが、実際にやっているか。
教育長	県立の場合、年度初めと終わりに最低2回は面談している。
委員長	本制度により教職員と学校長の意識付けはできてきているという意見も聞く。「目標設定シート」の可視化を今後より検討いただくとして、本事件の議決を求める。原案のとおりとすることに賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

委員	「休校」と「廃校」はどう違うのか。
事務局	稼働していない点では一緒だが、何年か後に児童生徒が入ってくる可能性がある場合に「休校」として取り扱う。
教育長	「休校」は再開する可能性がある。「廃校」であれば学校施設の転用も可能な状態となる。 なお、町村によっては、いったん「休校」としたが、結局入学する児童生徒がおらず、廃校となるケースも見られる。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 保育所を経営する社会福祉法人の設立認可に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長説明

○質疑

委員長 事務局	申請者は純粋な保育関係の法人か。 元々PTA が作った団体で、事業内容は保育所経営のみ。公益法人から特例民法法人へ移行する新制度において、現在の財団法人のまま でいることも可能だが、その場合、公益性を認定することが必要と なる。株式会社でも実施可能な保育所経営のみでは公益性が認めら れ難いので、社会福祉法人を選択したのが今回の背景である。
委員長 事務局	幼稚園は学校法人のみが実施可能か。 学校教育法附則において、宗教法人も経過措置として実施可能と規 定されている。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 認定こども園の認定に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長説明

○質疑

委員 事務局	「にじいろ園」については、3歳児以降も幼稚園の部分となり、利 用者にとって料金が安くなり良いと思うが、町の経営が成り立つか。 公立幼稚園の場合、利用料は町で定めることができる。なお、終日 で保育所機能を利用されると必ずしも安くなるとは限らない。
委員長 事務局	認定こども園は、園と保護者の直接契約であり、園が料金を決定で きるのではないか。 公立では、保育に欠けるお子さんとそうでないお子さんとで異なっ てくる。
委員 事務局	保育に欠けなくても長時間の利用が可能ではないのか。 長時間利用を前提とはしていない。子育て支援という形で保護者も 一緒に利用するケースはある。
委員長 事務局	認定こども園は、保育所と幼稚園の機能が一体化して欠点がなくな っている形とはいえないのか。 保育所であれば学校教育法に基づく幼児教育が受けられ、幼稚園で あれば長時間保育が受けられるというそれぞれにないメリットがあ る。欠点がなくなるというより、それぞれの機能を併せ持ち、それ らを提供することで補い合うことができるというもの。
委員長 事務局	国における幼保一体化に向けた検討状況はどうなっているか。 この3月に法案提出の方向で動いていたがWGでも結論には至っ てない。「こども園」に収斂させていく方向だったが、幼児教育の観 点から異論があり、現在は「こども園」「幼稚園」「(0~2歳を担当 する)保育所」に分かれてきている。

<p>委員長 事務局 委員</p>	<p>一方、保育を幅広く提供しようとした場合、財源確保の見通しが非常に難しいという問題がある。</p> <p>国において認定こども園を進めていく方向に変更はないのか。</p> <p>地域の保護者のニーズもあり、この方向に変更ないと考えている。</p> <p>「若草幼稚園」については、0～2歳児を受け入れるか否かが大きな違いと思う。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>昨年10月時点では、幼稚園単独型で3歳以上を対象としていた。乳児・乳幼児の保育は未経験ということもあり、難しさを感じているようである。今回の申請では2歳以上なら可能だがそれ未満は幼児教育の観点から難しいとのことであった。</p> <p>財政的な理由もあると思うが、保護者にとっては小さい子どもを預けられるかどうか重要であり、困っている人もいると思う。高知県ではそういうケースがとても多いと思うが、経営安定のためにこうした見直しがされている面もあるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>私立では経営面から考える（のは一定仕方ない）と言える。</p> <p>0～3歳児の保育をどう確保していくかという課題に対しては、認定こども園は、解決する方法というより、選択肢を広げる役割を持つものと思う。保育に欠ける方については市町村に責任はあるともいえる。</p>
<p>委員長 委員</p>	<p>本県の保護者で一番困っているのは0～2歳児を持つ保護者か。</p> <p>働こうとした時にタイムリーに預けられるところがあるかどうか、そこが決定的に重要。預けて働きたいけど、働いていないので預けられない、といった話は聞く。</p>
<p>委員 委員長 事務局</p>	<p>そこは少子化対策の一番重要なポイントではないか。</p> <p>認定こども園はそのための施策ではないのか。</p> <p>幼稚園施設が必ずしも使われていない定員割れという実態があり、そこで1～2歳児を吸収するという意図もあったと思うし、待機児童解消も国の目的ではあると思う。が、（認定こども園は）保育に欠ける人を優先的に入れるといったものではない。結果的に少子化対策や待機児童解消につながることはあると思う。</p>
<p>教育長</p>	<p>保育に欠ける、欠けないにかかわらず受け入れることができるという鳴り物入りで始まったのが認定こども園制度のはず。保育に欠けない、親がいる場合でも認定こども園に入れるのではないか。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>その場合基本的には短時間利用となる。</p> <p>それでは少子化対策にはならない。</p>
<p>教育長 事務局 委員 事務局</p>	<p>世の中のニーズから考えて誤解を与えていないだろうか。</p> <p>本制度について明確に言えば、こういう話をせざるをえない。</p> <p>短時間しか利用できないというのは法律で明記されているか。</p> <p>今の保育所でも求職中の場合など取扱いに幅は見られる。ただ、認定こども園の制度としては、保育に欠けないお子さんで保護者がい</p>

教育長	れば短時間利用となる。
委員長	ニーズと一致していない点がある。働きにいかないと預けるところがない、預けにいけば働いてないと言われる、就職先を一生懸命さがしても小さな子供がいては難しい、など非常に難しい実態がある。
各委員	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
委員長	全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県文化財の指定に関する議案（文化財課）】

○長説明

○質疑

委員	本立像はどこにあるのか。
事務局	安養寺という場所に地蔵堂があり、そこに安置されている。
委員	県の文化財として指定されるとどんなメリットがあるか。
事務局	保護・管理を行う際、必要な費用の1/2が県から補助される。
委員	その場合、残りの1/2はどこが持つこととなるか。
事務局	所有者負担が基本となるが、このケースでは、これまで地元が負担していたが今後は市が負担することになると聞いている。
委員長	本立像を誰が作ったのかは不明か。
事務局	誰が作ったかは不明だが、優秀ものであると言える。文化庁によれば鎌倉期に作られた非常に良い物であり、県指定としては十分なレベルとのことであった。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則の一部を改正する規則議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長説明

○質疑

各委員	（特になし）
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 8 号 平成 23 年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案（小中学校課）】

小中学校課課長補佐説明

質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第 9 号 高知県立学校における学校運営協議会委員の任命議案（高等学校課）】

高等学校課長説明

質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第 10 号 登録審査委員の任命議案（文化財課）】

文化財課長説明

質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第 1～7、9、10 号

原案のとおり議決

付議第 8 号

一部修正のうえ議決